

第4期鎌倉市環境基本計画 骨子（本編）（案）

※今回は将来像の方向性を踏まえた施策方針を検討するために、第5章のみ抜粋して記載しています。

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけと役割.....	2
(1) 計画の位置づけ.....	2
(2) 計画の役割.....	2
(3) 鎌倉市環境基本条例の3つの基本理念.....	3
(4) 計画の期間.....	3
3. 鎌倉の環境を取り巻く社会の変化.....	4
(1) 國際的な動向.....	4
(2) 国の動向.....	4
(3) 神奈川県の動向.....	5
第2章 鎌倉の「今」のすがた.....	6
1. 鎌倉市の環境の現状整理.....	6
(1) 鎌倉市の現状と環境の課題.....	6
(2) これまでの取組と成果.....	9
(3) 市民・事業者・滞在者・環境団体の意向.....	11
(4) 市民ワークショップにおける市民の環境への思い.....	13
第3章 改定に向けた考え方.....	14
1. 改定に向けた考え方.....	14
(1) 計画の骨組みの見直し.....	14
(2) 掲載内容改定の視点.....	14
(3) 関連計画との整合.....	15
第4章 未来のビジョンと基本目標.....	16
1. 鎌倉市の未来のビジョン.....	16
2. ビジョン実現に向けた基本目標.....	17
(1) 私たちの暮らしと自然との関係.....	17
(2) 基本目標の設定.....	18

第5章 基本目標の実現に向けた環境施策	19
基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち	19
① これまでの取組と課題	19
② 目指す方向性と実現に向けた施策	21
③ 目標値	22
基本目標2 豊かな自然資本を守り、恵みを享受できるまち	23
① これまでの取組と課題	23
② 目指す方向性と実現に向けた施策	24
③ 目標値	25
基本目標3 歴史・文化的環境の保存・活用が進むまち	26
① これまでの取組と課題	26
② 目指す方向性と実現に向けた施策	26
③ 目標値	27
基本目標4 安全快適な環境で健康に暮らせるまち	28
① これまでの取組と課題	28
② 目指す方向性と実現に向けた施策	29
③ 目標値	29
基本目標5 循環型社会の形成が進むまち	30
① これまでの取組と課題	30
② 目指す方向性と実現に向けた施策	31
③ 目標値	31
基本目標6 連携と協働による共創を通じて環境保全が広がるまち	32
① これまでの取組と課題	32
② 目指す方向性と実現に向けた施策	33
③ 目標値	34
第6章 環境保全の行動指針	35
1. 行動指針	36
(1) 市民の行動指針	37
(2) 事業者の行動指針	39
(3) 滞在者の行動指針	41
2. 重点プロジェクト	43
第7章 計画の進行管理	48
1. 計画の推進体制	48

2. 着実な施策推進のための進行管理.....	49
(1) 進行管理の基本的な考え方.....	49
(2) P D C Aサイクルに基づく進行管理.....	49

参考資料

○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○

6つの基本目標を実現に向け、第2章の鎌倉の「今」のすがた（本市の現状と環境の課題、これまでの取組と成果・課題、市民等の意向）を踏まえ、それらへ対応する各環境施策を定め推進していきます。

第5章 基本目標の実現に向けた環境施策

基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち

① これまでの取組と課題

本市ではこれまで、平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成14年（2002年）12月には「鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画」を、また平成20年（2008年）3月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化対策の取組を進めてきました。

さらに、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故や、火力発電所の被災による首都圏での大規模停電の発生を契機に、平成24年（2012年）7月に議員提案により制定された「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」に基づき平成26年（2014年）3月に「鎌倉市エネルギー基本計画・実施計画」を策定するとともに、平成28年（2016年）3月には「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化対策や再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進を推進してきました。

しかしながら、気候変動の影響による自然災害は頻発化・激甚化しており、市内においても、令和元年（2019年）年9月には、台風第15号及び第19号が記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れ等により、甚大な被害が発生しました。

こうした状況を受けて、令和2年（2020年）2月に「鎌倉市気候非常事態宣言」を行い、地球温暖化による気候変動に対し、その危機を広く周知するとともに、行動を起こしていくことを表明しました。この宣言において、本市は地球温暖化を緩和するための対策として令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目標の一つとしています。

また、令和2年（2020年）10月には国として2050年にカーボンニュートラルを目指すことが表明されました。さらに令和3年（2021年）4月には、国は2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。これらを踏まえ本市でも令和4年（2022年）5月に改訂した「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」に基づき、2050年カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現と中期目標である2030年度の温室効果ガス排出量46%削減の達成に向けて、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入推進の取組などにより、市域からの温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

さらに、令和6年（2024年）10月に策定した「鎌倉市地球温暖化対策実行計画（地域脱炭素化促進事業編）」では、環境に配慮し地域に役立つ再生可能エネルギー設備の設置に適した「促進区域」等の設定や「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」（令和4年（2022年）5月改訂）で定めた二酸化炭素排出量の削減目標における部門別削減目標の見直し、目標達成に向けた優先して取り組むべき事業を選定して取組を加速してきました。

本市の市域全体から排出される二酸化炭素排出量の推移は、基準年度である平成25年度（2013年度）と比較すると年々、減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）では31.5%の削減を実現しています。再生可能エネルギーの導入量は、令和5年度（2023年度）の電力消費量の約2%相当であり、

その内訳は、太陽光発電が100%となっています。平成26年度(2014年度)以降、再生可能エネルギー発電の導入量は増加傾向です。

また、鎌倉市役所が進めている事務・事業に伴って排出するエネルギー起源の温室効果ガスの削減目標や削減に向けての取組については、令和2年(2020年)3月に策定した「鎌倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、2030年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量を平成25年度(2013年度)比40.2%削減の達成に向けて、市職員及び市の業務に従事する者に対する環境保全意識の高揚、市のすべての施設において省エネルギー・省資源等に取り組んできました。

さらに、令和3年(2021年)2月から市施設で使用する使用電力を順次再生可能エネルギー100%電気へ切り替え、令和6年2月からは市施設で使用する電力の9割を再生可能エネルギー100%電気にしたこと、令和6年度(2024年度)温室効果ガス排出量(基礎排出係数)では、84.2%と、目標を大幅に上回る削減を実現しました。

加えて、進展する気候変動の影響に適応するため地域気候変動計画としても位置づけられる「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)」に基づき、「地球温暖化に適応した暮らしの促進」を基本施策として、地球温暖化による影響とその対策に関する情報提供やヒートアイランド対策、水害に関する情報提供の充実、熱中症等健康被害の防止・軽減などの適応策を推進してきました。

本市の温室効果ガス排出量は減少を続けていますが、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減及び2050年ネット・ゼロの目標達成には、さらなる削減の取組が必要です。温室効果ガスは私たちの暮らしの中から発生していることから、その発生抑制に向け市民、事業者、滞在者等、様々な主体と連携し、脱炭素化を進めていく必要があります。また、気候変動による健康被害や災害、産業への影響が拡大し、各種被害も顕在化しつつある中で、温室効果ガス削減の取組を最大限進めても気温の上昇は避けられない為、気候変動の影響による被害の回避や軽減といった適応の取組も、ますます重要になっています。

これらを踏まえて、本市においては、気候変動対策の緩和策と適応策を両輪の施策として、今後さらなる取組の推進が必要です。

② 目指す方向性と実現に向けた施策

太陽光や豊かなみどり等、本市の資源を余すことなく活用した省エネ・創エネ・蓄エネの取組により脱炭素社会への移行を進め地球温暖化の緩和に貢献するとともに、気候変動に適応するまちを目指します。

そのために、まず省エネによって使うエネルギーができるだけ減らす努力をしたうえで、使うエネルギーを再生可能エネルギーとする「省エネ」と「再エネ」を両輪とした取組を進め、まち全体で脱炭素を実現します。

また、気候変動による災害や健康リスクに備えるための適応策を推進し、安全で持続可能な暮らしを守るまちを目指します。

■ 施策 1-1 省エネルギーの推進

地球温暖化の緩和において、まずは使うエネルギーができるだけ減らす省エネルギーに努めることが重要です。省エネルギー行動や高効率設備の導入を推進するほか、ZEH・ZEBといった建物の省エネルギー化への取組や、省エネによる効果を見える化を進めることにより、市民や事業者等の行動変容を促進し、家庭・事業所・公共施設といった各分野における消費エネルギーの削減につなげていきます。

<取組例>

- 省エネルギー機器導入への補助
- ZEB・ZEH の普及促進
- 市民や事業者等の行動変容促進

■ 施策 1-2 再生可能エネルギーの拡大

脱炭素化を進める上では、省エネルギーに加えて、使用するエネルギーを再生可能エネルギーに切り替えていくことが必要となります。市域における再生可能エネルギー導入ポテンシャル量は、再エネ電気では太陽光発電が最も高いため、家庭・事業所・公共施設等において、自然環境に配慮しながら太陽光発電設備の導入を促進するとともに、必要に応じて域外から再生可能エネルギーの調達を実施する等、地域に適した再エネ導入を広げます。

<取組例>

- 再生可能エネルギー設備導入の促進
- 再生可能エネルギーの域外調達促進

【施策 1-3 脱炭素まちづくりの推進

今後の脱炭素化社会を見据えると、まちづくりにおいても脱炭素に向けた取組が必要となっていきます。気候変動の緩和と市民活動・産業活動を両立していくため、都市構造を構成する様々な要素の脱炭素化を進めるため、地域の特性を生かしつつ建築物・交通・都市空間を含めた脱炭素型のまちづくりを推進します。また、2050 年ネット・ゼロの実現に向けては、CO₂ 削減だけでなく CO₂ を吸収する「吸收源対策」の検討も行っていく必要があります。

<取組例>

- 脱炭素まちづくりに向けたハード整備
- 脱炭素都市実現に向けた環境づくり
- 二酸化炭素の吸收源対策の検討

【施策 1-4 気候変動への適応の推進

鎌倉市においても、温暖化に伴う気候変動の影響は様々な面で現れてきています。頻発・激甚化する気候変動の影響に対応すべく、豪雨・高潮などの自然災害、猛暑等への備えを強化するための公共施設や道路などのインフラ整備を進めます。併せて、避難、避暑行動等に関する情報発信を行い、鎌倉市に関わる一人ひとりが自主的に適応行動をとれるよう促します。

<取組例>

- 温暖化による影響とその対策に関する情報提供
- 熱中症等健康被害の防止・軽減施策
- 小中学校体育館へのクーラー設置
- 温暖化を前提とした漁業の振興
- 風水害に強いまちづくりの推進

③ 目標達成のための指標（目標値）

(検討中)

基本目標2 豊かな自然資本を守り、恵みを享受できるまち

① これまでの取組と課題

本市は、多摩丘陵南端と三浦丘陵北部の結節点に位置し、広域的な緑のネットワーク上重要な位置にあります。また、緑地や公園と住宅等の緑が一体となって緑豊かな住宅都市の環境が形成され、緑地は丘陵や谷戸、河川・海岸等の多様な環境を有し、生物多様性の保全に重要な役割を果たしています。

本市の緑地等の面積は全体で約 1,671ha(第 11 回（令和 2 年度）神奈川県都市計画基礎調査での自然的土地利用地及びオープンスペース面積の合計)であり、市域全体の約 42%を占めています。樹林地面積の市域に占める割合は昭和 20 年代前半には 61%ありましたが、昭和 30 年代後半以降の宅地化の波を受けて急激に減少しました。しかし、社会情勢の変化や緑地保全施策の推進等により近年は約 34%でやや落ち着いた状況です。

本市では、「鎌倉市緑の基本計画」に基づき、令和 5 年度（2023 年度）までに都市公園等を 256箇所整備し、施設緑地面積は 178.21ha となっています。また、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するための緑地保全契約面積は、令和 5 年度（2023 年度）で約 48.4ha となっています。これらの取り組み等を通じて、海からまち、丘陵までつながる一体的なグリーンインフラの形成に取り組んでいます。

「水循環基本法」では、地方公共団体は自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を策定することとされていることから、本市においても水の有効利用と雨水の地下浸透等を進め、健全な水循環の推進を図ってきました。

市北西部を中心に位置する農地では、都市農業の持つ緑地空間の提供、雨水の貯留・浸透、生物の保全等の機能を活かし、都市環境や自然環境との調和を図ることで、環境と共存する農業を目指しています。また「鎌倉の海」では長年にわたり沿岸漁業が営まれるとともに、海洋環境や生態系の保全、藻場の保全、癒しの場等、多面的な機能を有し、市民生活に重要な役割を果たしてきました。

鎌倉本来の生態系を保全するため、平成 16 年（2004 年）6 月「特定外来生物により生体系等に係る被害防止に関する法律（以下、外来生物法とする。）」の公布を受け、当市でも外来生物の現状を把握し、「神奈川県アライグマ防除実施計画」及び「鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」に基づき、アライグマ及びクリハラリスの排除等に取り組んできました。令和 6 年度（2024 年度）のアライグマとクリハラリスのそれぞれの駆除数は、204 頭と 2,202 頭となっています。有害外来動物の増加により生態系への影響が懸念されることから、有害外来動物の捕獲を強化し生態系への影響を抑えるなど、総合的な保全対策を進めていくことが求められます。

こうした本市の魅力的な自然資本を次世代に引き継いでいくためには、今後も緑地等を保全し、自然とのふれあいを通じた意識醸成を行い、市や市民、市民活動団体、滞在者等との協働による環境保全活動を継続していく必要があります。

② 目指す方向性と実現に向けた施策

鎌倉の山・谷戸・海に広がる自然は、市民の暮らしと歴史文化を支えるかけがえのない財産です。森林や海浜などの自然資本を守るために、市内に生息・生育する野生動植物及び鎌倉本来の生態系が保全される環境を整備して豊かな生態系の恵みを次世代に引き継ぎ、自然環境と人の暮らしと調和しているまちを目指します。

【施策 2-1 自然環境の保全】

市内の森林や谷戸、河川、海浜、農地、そして海の藻場等に至る多様な自然環境を体系的に守り、生態系ネットワークの形成を進めます。現存する丘陵樹林地の保全とともに、民有地を含む生活空間の緑化を支援・指導等を推進することで、緑と水辺のつながりを強化し、持続可能なまちづくりの基盤を確立します。

<取組例>

- 丘陵樹林地から身近なみどりまでの緑地の保全
- 生態系に配慮した海や河川等の保全・整備
- 生活空間の緑の充実や公共施設の緑化の推進
- 環境保全型農業の推進

【施策 2-2 生物多様性の保全】

鎌倉本来の生態系の保全に取り組み、その恵みを次世代へ継承します。まずは市民が実施した野生動植物の調査結果の集約・蓄積を進め、地域の生物多様性の現状を継続的に把握します。このデータに基づき、傷病野生鳥獣の保護を含めた重要な野生動植物の保全を行います。また、在来種への悪影響が大きい特定外来生物等の計画的な防除を推進することで、地域固有の生物多様性の確保と充実を図ります。

<取組例>

- 市有緑地や河川等の野生動植物に関する調査データの蓄積
- 傷病野生動物の保護
- 生態系に被害を及ぼす有害鳥獣や特定外来動物等の防除

【施策 2-3 自然とふれあう場の創出】

日常生活の中で自然とふれあう機会を充実させるため、公園緑地等の整備、海水浴場の設置、ハイキングコースの紹介等、自然とふれあいながら自然環境を学び、健康を維持・増進できる場を創出します。また、自然とふれあう場の維持保全や管理を、市や市民活動団体等との協働により継続していきます。

<取組例>

- 都市公園、海浜等の管理・整備
- ハイキングコースの紹介

③ 目標達成するための指標（目標値）

(検討中)

基本目標3 歴史・文化的環境の保存・活用が進むまち

① これまでの取組と課題

本市南東部は、三方を山に囲まれ、南に相模湾を望む特徴ある地形を生かし、日本で初めての本格的な武家政権が誕生した地です。市内には寺社や、史跡等の文化財、明治から昭和戦前にかけての洋風・和風の別荘建築等、長い歴史の中で形成されてきた多様な歴史遺産が数多く残されており、これらは地域のアイデンティティを形づくる重要な資源となっています。

こうした歴史遺産は、周囲の自然環境や地形と調和しながら風格ある古都の景観を創出してきました。山並み、海、谷戸といった自然と、寺社・住宅や商店・街路といった人々の営みが織りなす鎌倉らしい景観は、市民や来訪者にとって大きな魅力となっています。

昭和41年(1966年)には、「御谷騒動」といわれる市民運動が発端となり、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」が制定されました。この法律により、鎌倉市の歴史遺産とそれを取り巻く自然的環境が一体的に保全されることとなりました。

その後も本市では、史跡の指定などの文化的保護を推進するとともに、歴史的風土特別保存地区の指定、景観地区や風致地区の指定、景観重要建築物等の指定等、良好な景観形成の取組を進めてきました。

しかし、急速な土地利用の転換等により、鎌倉の良好な景観的特性が失われたり、景観的まとまりが薄くなっている箇所が見受けられます。歴史遺産と一体的な景観を構成する山稜部の保存・管理、まち並みと調和した景観形成が必要であり、市民・事業者・NPO等とのさらなる協働が必要です。

鎌倉らしい魅力的なまちの維持・向上を図るため、これらの歴史・文化的環境と景観を適切に保全し、次世代へ引き継いでいくことが求められます。

② 目指す方向性と実現に向けた施策

鎌倉の歴史や文化は、自然とともにその魅力を形づくってきました。地域環境や周辺のまち並みを踏まえて形成された魅力的な都市景観をまちの資源として継承し、史跡等の歴史遺産と自然環境が織りなす鎌倉らしい景観と文化的価値を未来へつないで行きます。

【施策3-1 歴史遺産の保存・活用】

史跡をはじめとする文化財について、市民や来訪者がその歴史的・文化的価値を理解し、親しむとともに、保護の必要性について理解を深め、後世に守り伝えていくよう、保存と公開活用を進めます。

<取組例>

- 史跡指定地の公有地化や適切な維持管理及び環境整備
- 文化財の調査・研究及び指定
- 国・県との連携による指定文化財所有者への支援
- 市民団体等との連携による行事開催等、文化財の価値・魅力の発信
- 良好な風致の維持・歴史的風土の保存

【施策 3-2 歴史的・文化的な景観の継承

歴史的・文化的なまち並みや豊かな風致を保全し風格ある古都の景観を継承するため、鎌倉市景観計画に基づき、建築物や屋外広告物等が周囲のまち並みや自然と調和するよう適切に誘導・推進します。加えて、地域の景観資源であり歴史的にも市民に愛される建築物を、景観重要建築物等に指定する等、保存活用します。また、風致地区条例の運用により、ゆとりと潤いのあるまち並みを形成します。さらに、古都保存法により、山稜部の風致を維持します。

各時代の歴史的な建造物やその周辺地域における伝統的な活動等を歴史的風致維持向上計画に位置づけ、歴史的遺産を活かしたまちづくりを推進します。

<取組例>

- まちの景観形成の誘導、推進
- 地域固有の景観資源の保存、活用

③ 目標達成するための指標（目標値）

(検討中)

基本目標4 安全快適な環境で健康に暮らせるまち

① これまでの取組と課題

生活環境には、大気や水、土壤、化学物質、騒音・振動、悪臭、まち美化、安全・円滑な移動等といった多様な要素が関係し、人々の健康や生活に影響を与えます。

これまで本市では、これらの汚染物質や化学物質、騒音などの公害の問題に対し、県等と連携し継続的な観測と、関係法令に基づく規制指導等によって対策を推進してきました。令和6年度（2024年度）においては、大気汚染や水質汚濁、騒音に係る環境基準はおおむね達成しています。

大気汚染は人の健康や生活環境に悪影響を与えるだけでなく、文化財や生態系にも被害を及ぼす可能性があります。また、河川・海域等の公共用水域や土壤環境については、健康保護と生活の質を確保するため、適切な水質・土壤管理が必要です。加えて、化学物質等による健康や環境への影響も懸念されており、そのリスクを抑えるための適切な管理が求められています。さらに、騒音や悪臭などの公害は、日常生活の快適性や精神衛生に大きく影響を与えることから、周囲の環境に配慮した対策が不可欠です。

まち美化の取組は、安全で快適な生活環境の保全や、鎌倉を訪れる滞在者への印象に大きな影響を与えます。本市では、ごみの散乱をなくし美しいまちをつくるため、平成13年（2001年）に「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例」を制定し、同年10月に「第1次鎌倉市まち美化行動計画」を策定し、市・市民・事業者・滞在者等が役割を分担して取り組んできました。令和8年（2026年）4月には近年の社会情勢として、新たにオーバーツーリズムや気候変動等の視点を入れた第6次鎌倉市まち美化行動計画を策定したところです。

また、鎌倉市の著名な観光地においてはオーバーツーリズム状態が見受けられ、交通混雑、トイレのマナー、路上喫煙、私有地への侵入などの課題が市街地にまで広がってきており、まちの美化への影響だけではなく市民生活の質に影響を及ぼしています。

安全・円滑な移動については、安全安心な交通環境の実現に向けて、歩行者尊重道路の整備等の生活道路の安全性の向上等、さまざまな取組を行っていますが、引き続き交通事故の抑制に向けた対策が必要です。また、歩行者空間や自転車走行空間が十分確保できない路線・区間が多く、現状では移動のしづらさが課題となっています。

また近年、有害鳥獣の増加によって庭木や果樹の食害、家屋の損傷など、生活環境の悪化も進行しています。さらにペットは伴侶動物として生活に欠かせない存在になっている一方で、動物による危害や迷惑の防止等、生活環境の保全の面から飼い主の自覚と責任ある飼育が求められます。動物愛護管理に関する課題の多くは市民生活環境に密着したものであるため、課題解決のためにには、地域の事情に応じた対応が必要となります。

今後も安全快適な環境で健康に暮らせるまちを次世代へ確実に引き継いでいくために、関係法令を的確に運用し、新たな課題への対処を進めるなど、公害対策やまち美化等の取組を継続していくことが求められます。

② 目指す方向性と実現に向けた施策

大気・水・騒音・悪臭などに関する環境保全及び公害発生源対策の推進並びに有害化学物質の適正管理を徹底することで、市民の健康と安全を支える生活環境の質を確保しつつ、来訪者の増加による新たな課題にも適切に対応し、協働によるまち美化活動を推進することで、誰もが快適で安心して暮らせる快適なまちを目指します。

【施策 4-1 生活環境保全と公害対策の推進】

市民の健康と安全を守るため、事業活動等に伴って生じる公害（大気汚染、水質汚染、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）を防止するとともに、その発生源対策を徹底し、さらに有害化学物質の適正な管理と排出抑制を推進することで、誰もが快適に暮らせる生活環境の基盤を確立します。

また、交通対策や市内で被害の出ている特定外来生物の対策や、ペットへの適切な飼育に係る環境等の整備も進めています。

<取組例>

- 事業活動等に伴う公害の防止
- 犬猫の適正な飼育環境の啓発
- 有害鳥獣の駆除（再掲）
- 交通問題の解消に向けたハード整備・ソフト施策の推進

【施策 4-2 まち美化活動の推進】

協働による「まち美化活動」を積極的に推進し、ごみやたばこのポイ捨て、落書きといった迷惑行為の防止対策を講じます。これにより、誰もが心地よく感じられる清潔で美しい都市環境を創出し、快適な生活環境の実現を目指します。

さらに、観光旅行者が集中する特定の季節、場所、時間帯において、過度の混雑やマナー違反等により地域住民の生活に影響が現れていることから、観光の分散化やマナー違反の抑制・防止対策を進めています。

<取組例>

- ごみの不法投棄や路上喫煙、落書きの防止
- 観光旅行者の分散化・平準化
- 分散型観光の推進、マナー違反行為の抑制・防止

③ 目標達成するための指標（目標値）

(検討中)

基本目標5 循環型社会の形成が進むまち

① これまでの取組と課題

本市では、基本理念として掲げる「ゼロ・ウェイストかまくら」を目指し、ごみの減量・資源化に取り組み、燃やすごみは平成2年（1990年）から約35年間で70%削減され、資源化率（リサイクル率）は50%を超え、人口規模が同程度の自治体の中でトップレベルとなっています。

一方、市民一人一日当たりのごみ排出量は近隣自治体と比べてもいまだに多く、今後もさらなる削減の取組が必要です。また、本市は平成30年（2018年）に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行っているところですが、温室効果ガス削減や資源循環の観点から、使い捨てプラスチック製品の削減について、引き続き積極的に取り組む必要があります。

令和7年（2025年）1月には名越クリーンセンターにおけるごみの焼却を停止し、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（令和2年（2020年）8月策定）に基づき、令和7年度（2025年度）からごみの広域処理を開始しました。

加えて、地震などの災害によって発生する災害廃棄物を適正に処理するために、平常時だけでなく災害時も含めた廃棄物処理体制を構築するための取組も進めています。

こうした状況を踏まえて、本市では、さらなるごみ排出量の削減やリサイクルの取組を推進するとともに、平常時・災害時の双方で廃棄物を適正に処理する体制の構築を行い、安定的で持続可能なごみ処理体制を構築することが求められます。

このような本市の状況がある中で、世界に目を向けると「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行の動きがみられ、プラスチック類を中心に新しい資源を使わず今ある資源を徹底的に有効活用し、経済循環に繋げていくことが重要視されています。この分野の技術開発もさらに進んでいくことが想定される中で、従来からごみと呼ばれてきた廃棄物が単に収集、焼却して処理が完結するものから、資源として最大限にその価値を發揮するものへと変容する未来が想像されます。これは、ごみという概念がなくなる新たな時代の始まりであり、ゼロ・ウェイスト鎌倉の実現を目指しつつ、この「ごみという概念のないまち」という考え方を広め、試行的・実験的な取組を産官学民連携で推進していきます。

② 目指す方向性と実現に向けた施策

市民・事業者・行政が連携・協働して限られた資源を大切に使い、廃棄物の発生を減らすとともに、再利用・再資源化を進める「3 R」を推進することで、最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」が実現するまちを目指します。さらに、資源の循環が暮らしの中に根づいた持続可能な循環型社会の実現を目指します。

【施策 5-1 ゼロ・ウェイストかまくらの実現】

3 R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組を拡充し、焼却量や埋め立てによる最終処分量をゼロに近づけるとともに、再生可能（リニューアブル）な資源の活用や資源に替える取組を推進し、ごみ処理施策に関する情報を提供することにより、ごみそのものの発生を減らすために必要なものだけを購入し、ものを大切にするような心豊かな社会を形成していきます。

<取組例>

- ごみの発生抑制を最優先とした3 Rの取組の拡充
- 食品ロス削減の取組推進
- 3 R推進に向けた市民、事業者、行政が連携・協働による取組の活性化

【施策 5-2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進】

将来にわたり安定的な処理を行うため、広域連携や民間事業者とのバックアップ体制による効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築に向けた取組を進めるとともに、少子高齢化の進行等の情勢を踏まえ、勝利に係る財政負担の低減、市民・事業者の排出負担の軽減を勘考し、持続可能な処理体制の確立に努めます。

<取組例>

- 安定的な処理体制の整備・維持
- 災害廃棄物処理体制の整備
- し尿・浄化槽汚泥の収集処理方法の改善・効率化

③ 目標達成するための指標（目標値）

(検討中)

基本目標6 連携と協働による共創を通じて環境保全が広がるまち

この基本目標6は、本計画の横断的な目標であり、基本目標1から6の全ての目標達成につながる基本目標となります。

① これまでの取組と課題

本市では、「平和都市宣言」及び「鎌倉市市民憲章」の制定、御谷騒動を契機とした「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の制定、三大緑地（常盤山・広町・台峰）の保全をはじめ、数多くの市民活動による共創の歴史があり、こうした活動が現在の本市のまちづくりの礎となっています。

平成10年度（1998年度）には、日本で初めてと言われるNPOセンターが設置され、平成31年（2019年）1月には、「つながる鎌倉条例」を施行、同年4月には、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を施行し、それぞれの多様性を認め、お互いを思い、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の構築を目指してきました。

しかしながら、昨今の国際的な課題である地球温暖化への対策、特定外来生物の増加による生態系等への影響、人口減少・少子高齢化に伴う担い手の減少、観光客の増加による生活環境への影響等、市政を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような中でも本市のまちづくりの礎である共創によるまちづくりの流れを再興させ、様々な人がお互いを認め合いながら「地域」に関わり、課題解決に取り組むことが出来る社会の実現＝「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」をまちづくりの基本方針とする、鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」が、令和8年3月に策定されました（予定）。

これまで本市の環境保全においても、緑地等の保全作業やまち美化活動等を市民との協働により進めてきました。また、環境審議会等の会議においても市民の委員参画により、本市の環境保全について施策等への市民意見の反映に取り組んでいます。

環境保全における協働取組は、環境保全の理解促進や意欲増進等を図る環境教育を推進する上でも重要視されています。

国では、平成23年（2011年）に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正を行い、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」を公布しました。改正後の法律では、学校のみならず幅広い場での環境教育の実施、幼児期からの発達段階に応じた環境教育、環境保全活動や行政・事業者・民間団体などの「協働」の必要性などが示されました。

本市では、平成19年度（2007年度）に「鎌倉市環境教育推進計画」を策定し、平成23年（2011年）の法律改正を受け、平成28年（2016年）3月に「鎌倉市環境教育行動計画」を策定しました。

その中では「意欲的に環境保全に取り組む人を育てます。」を目標に掲げ、学校での環境教育に加えて、自ら体験し活動できる場の提供や機会の充実、環境教育や活動を指導する人材の育成などの取組を進めてきました。また、少年期から高齢期までを対象とした出前講座や啓発活動を行い、平成19年度からは「環境教育アドバイザー派遣制度」により、専門家を学校や地域に派遣する取り組みを行ってきました。

令和6年度（2024年度）には、無作為抽出された市民が、専門家の情報をインプットされた上で、気候変動対策について議論・提言を行う「気候市民会議（脱炭素かまくら市民会議）」が神奈川県主催で開催され、地域課題の解決に向けて住民自らが主体的に議論することで、脱炭素の自分事

化と地域脱炭素化の取組の推進を図りました。

加えて、近年では「鎌倉スクールコラボファンド」により、環境NPO・大学・研究機関等と連携した生物多様性調査、海洋環境学習、里山・谷戸の自然観察、気候変動学習プログラムなど、多様な探求学習が市内小中学校で実践されています。

令和6年(2024年)5月には、環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境教育等の推進に関する基本的な方針が改正され、中間支援機能を活用した環境教育や協働の取組についても進めていくことが方向づけされました。

地球規模での環境変化への対応や、人口減少社会への対応等、今後、ますます効果的に自主的に環境保全活動を推進するために、多様な主体が相互に連携し、協働を通じて新たな価値を共創することが求められています。

② 目指す方向性と実現に向けた施策

市民・事業者・滞在者・学校・行政が一体となって環境保全に取り組み、共に学び互いに発信しあうことで活動の輪を広げ、環境保全が広がる共創のまちを目指します。

特に、持続可能な社会の実現に向けた環境教育を推進し、自ら行動しようとするこころを育て、意欲的に環境保全に取り組む人を育成します。このため、ライフステージ（幼児期・学齢期・社会人・高齢者）に応じた継続的な学びの機会を提供するとともに、環境教育を実践できる人材の育成や情報提供を充実させます。

■ 施策 6-1 環境教育・環境学習の推進

ライフステージに応じた継続的な環境に関する教育を推進し、環境保全に対する知識の増進と、自発的な行動のできる人材を、学習者中心の学びを通じて育成します。リサイクル率日本一の実績や、海や緑地等の鎌倉の豊富な自然を生かしながら、さまざまな体験学習を充実させます。

<取組例>

○学校における環境教育の推進

○市民等の環境学習の推進

【施策 6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進】

市民、事業者、滞在者等による自発的な環境保全活動を支援し、地域全体で取り組みを進めます。

環境保全活動の推進においては、各主体がそれぞれの役割を果たし、その活動を通じて、市民・事業者・滞在者・学校・行政等が共に学び、連携・協働し、多様な取り組みを推進します。加えて、その活動の場や交流の輪を広げます。

<取組例>

- 環境への関心や学習意欲を楽しく高める機会の提供
- 環境教育を行うことができる人材の育成
- 事業者等との連携・協働
- 市民等による環境保全活動の推進
- 滞在者への環境配慮行動の推奨

【施策 6-3 情報発信と市民参加の促進】

環境に関する情報や活動事例等を発信し、市民参加を広げます。

環境保全に関する学びや実践を広げるためには、情報の共有と参加の機会が不可欠です。情報・教材・人材・学習事例を収集・整理し、誰もがアクセスしやすい形で発信することで、市民や事業者、滞在者の学びと行動のきっかけを増やします。また、各主体に加えて市民活動団体をつなぐ仕組みを構築することで、有機的な連携の促進や誰もが参加しやすい環境整備を行います。

<取組例>

- 環境情報の体系的な整備及び共有化の推進
- 市民等をつなげる仕組みづくり
- 市民参画への環境整備
- 滞在者の啓発、情報提供

③ 目標達成するための指標（目標値）

(検討中)